

だい き よいちちょうしょう しゃけいかく しょう ふくし けいかく  
第7期余市町 障がい者計画・障がい福祉計画

およ  
及び

だい き よいちちょうしょう じふくし けいかく  
第3期余市町 障がい児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
(令和6年度～令和8年度)

ばん  
【ダイジェスト版】

ひと ちいきふくししゃかい じつげん む  
～すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け  
すこ うるお やす め ぎ  
“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して～

よいちちょう  
余市町

## はじめに

余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、互いに地域社会の一員として生活し活動する「ノーマライゼーション」の理念のもと、これまで「第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」に基づいて施策を実施してまいりました。

この間、少子高齢化の進展や自然災害の頻発、新型コロナウイルスの感染症法の位置付けが5類に引き下げになるなど、社会環境は絶えず変化しており、障がい福祉を取り巻く環境も、令和3年の「改正障害者差別解消法」による「民間事業者の合理的配慮の義務化」や、令和4年の「障害者総合支援法」の改正による「就労選択支援」の創設など、法改正等に対応した新たな取り組みが求められています。

余市町では「第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」が計画期間満了を迎えることに伴い、近年の障がい福祉を取り巻く状況の変化に柔軟に対応できるよう、あらたに令和8年度までを計画期間とする「第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後も「すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”」を基本理念に、障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、さらなる取組を推進してまいります。

本計画の策定にあたりましては、「余市町障がい者計画等懇談会」委員の皆さま、アンケート調査等にご協力をいただき、貴重なご意見をいただきました関係団体の皆さま、そして町民の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

本計画の実施にあたっては、関係機関・団体・事業者様などと相互に連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

余市町長 齊藤 啓輔

# 1 計画の位置付け

余市町障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として、今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

余市町障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、障がい者計画の中の実施計画的な位置付けのものとして、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、具体的な数値目標を定めるものです。

余市町障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がいのある子どもを対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込み量等を定めるものです。

余市町では、「余市町総合計画」を上位計画とし、関連計画等との整合性を図りながら、障がい福祉計画と一体的に策定し、障がいのある人の総合的な支援を図ります。

# 2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	計画名	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国	障害者基本計画			第4次			第5次(R5~R9)				
北海道	北海道障がい者基本計画			第2期			第1期 ほっかいどう障がい福祉プラン(R6~R11)				
	北海道障がい福祉計画			第5期	第6期						
余市町	総合計画			第4次(H24~R3)			第5次(R4~R13)				
	障がい者計画			障がい者計画(H30~R2)		障がい者計画(R3~R5)		障がい者計画(R6~R8)			
	障がい福祉計画			第5期(H30~R2)		第6期(R3~R5)		第7期(R6~R8)			
	障がい児福祉計画			第1期(H30~R2)		第2期(R3~R5)		第3期(R6~R8)			

### 3 計画の基本理念

## 基本理念

すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け

“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して

余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、それぞれが地域社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の理念のもと、ともに支え合う温かい社会環境の充実と、町民の一人ひとりが福祉の担い手であることを基本とした自主的な活動への支援に努めることを基本としています。

また、障がい者施策における制度の変遷や改革の検討状況を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、本計画を策定するものです。

さらに、障がいのある人が、主体的に社会参加ができるよう、在宅の福祉・介護サービスの推進や地域での生活環境の改善対策などに努め、第1期の余市町障がい者計画から掲げてきた『すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”を目指して』という基本理念を本計画においても踏襲します。

## 基本目標1 理解と交流の促進

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会を実現するためには、地域や職場などにおける障がいへの理解、差別や偏見の解消のための周知啓発や障がいのある人とない人との交流機会を創出していくことが必要とされています。

障がいのある人の社会参加が進む一方で、障がいのある人に対する理解はまだ十分とは言えない状況であり、特に精神障がい、知的障がい、発達障がい等については障がいの特性や必要な配慮に関する理解が進んでいないのが現状です。

アンケート調査では障がいを理由に差別や嫌な思いを経験したことがあると回答した人が約4割となっています。

誰もが地域で差別や嫌な思いを感じることはないよう、より一層障がいに対する理解を深めるとともに、更なる啓発活動等を継続して行っていくことが重要となります。

さらなる「福祉のまちづくり」を推進するためには、子どもから大人まで多くの地域住民を対象にした「福祉教育」の充実を図ることも重要です。

行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、地域住民の垣根を超えて連携・協力し、一人ひとりが障がいへの理解や認識を深めることができるような取組の推進に努め、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要です。

## 基本目標 2 生活環境の整備

障がいのある人もない人も安全に安心して快適な生活をし、社会参加をしていくためにはバリアフリー化やユニバーサルデザイン化によりすべての人に利用しやすい住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間などの整備、改善を推進していく必要があります。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、建築物や道路などハード面の整備にとどまらず、地域住民一人ひとりの理解やサポートも極めて重要なことから、ハード・ソフト両面にわたる「福祉のまちづくり」を今後も推進します。

生活の基盤となる住宅等住まいの確保について、障がいのある人が地域生活のなかで安心して健やかに自立した生活を継続できるよう日常生活動作に応じた住宅改修等の支援、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や優先入居について関係機関等と連絡を取りながら引き続き対策を図ります。

また、アンケート調査では災害時に一人で避難できるかについて6割の方が「できないと思う」と答えています。

近年、甚大な被害を及ぼす自然災害等が各地で発生しており、災害発生時に避難行動に支援が必要な人に対して、地域住民が協力して助け合う仕組みや障がいのある人へ必要な情報の伝達や避難誘導等の支援体制を整えていくことが必要となります。

地域、関係機関等との情報共有だけでなく、通常時から地域におけるコミュニケーションを促し、日頃からの付き合いを深めることも重要となります。

## 基本目標3 福祉・保健・医療サービスの充実

アンケート調査では、悩みや困りごとの相談相手として「家族・親戚」が最も多く、次いで「福祉施設や作業所の職員」となっています。

地域で暮らす障がいのある人が安心して生活できるよう、多様な相談・要望に対応する体制の確立が必要です。行政、地域の協議会、地域包括支援センター等の関係機関各所と連携を強化し支援していきます。

今後も、障がいのある人が住み慣れた地域で自立、または家族とともに安心、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進め、必要に応じた支援をしていくことが重要です。障がいのある人が個々のニーズや環境に応じた福祉サービスを受けられるよう、情報の提供や適切な相談を受けることができる体制の整備を引き続き行っていきます。

各種健康診査の実施により、生活習慣病等による障がいの予防や児童の発育・発達の遅れ、偏りの早期発見、早期療育に今後も取り組みます。

近年の社会構造の変化に伴うストレス等を原因とした心の病が問題になるなど、疾病が多様化、複雑化しています。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する地域住民の理解を一層深めるとともに、様々な障がい特性に応じたりハビリテーションを地域の福祉、保健、医療機関等との連携のもと継続的に提供し、地域での自立した生活支援の充実を図ります。

## 基本目標4 保育・教育の充実

障がいのある子どもがその持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関等が連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

乳幼児期、学齢期においては、保護者が子どもの幼稚園や学校等の就園・就学について思い悩むことは少なくありません。保育・教育における悩みや進路、将来に関する不安について、必要なときに適切な相談が受けられる体制づくりの充実が必要です。また、アンケート調査の結果では、余市町の福祉施策に充実を求めることとして、「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」と回答した方が多く、児童・生徒の持っている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活が送れるよう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた療育・保育・教育等のトータルな支援が必要です。さらには、指導等にあたる職員の確保と専門研修の実施等も重要です。

そして、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がお互いに交流を深め、共に学ぶインクルーシブ教育の充実も求められます。

さらに、障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を営むためには、芸術や文化、スポーツ活動など社会参加の機会を持つことは大変重要です。障がいのある人の生活の質の向上や自分らしい暮らしを営むことに繋がるとともに、活動を通じて地域の人との交流や障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。そのためには、各ライフサイクルに応じた生涯学習の機会と提供体制の充実が必要です。

## 基本目標5 就労・雇用の促進

アンケート調査の結果では、仕事をしていない障がい者のうち、約2割の方が仕事をしたいと回答しており、また、仕事をしていない理由として、「通勤がむずかしい」、「希望する仕事につけない、就職先がない」と回答しています。

働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を発揮することができる雇用の場に就き、社会とのつながりや経済的な安定、誇りを持って生活を送ることができる社会が求められます。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むうえで、就労時、就労後等のライフステージにおいて適切な支援が必要とされ、職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、企業・雇用主にも就業に対する理解と啓発の促進に努めることがより重要となります。

「障害者総合支援法」においても、障がいのある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目のひとつとして掲げており、2022年10月の障害者総合支援法の改正では、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が新たに創設されています。

職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。教育機関、ハローワーク、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が連携を図りながら、障がい者雇用の理解促進を図り、就労機会の拡大や受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの特性に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓練など一貫して行える就労支援体制の充実が必要で

また、一般企業等で働くことが困難な人に対し、日常生活および福祉的就労の場を確保し、福祉分野と雇用分野が協力していく必要があります。

## 4 基本的な考え方(目指す目標)

平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者サービスの充実、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的とし、「障害者総合支援法」が施行されました。利用者自らがサービスを選択するという意識が高まり、福祉施設においても、地域生活への移行を希望する施設入所者に対する支援に向けた取り組みがさらに進められてきております。これらのほか、地域における生活の維持および継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実に取り組みながら、障がいのある人自身の高齢化や重度化にも目を向け、引き続き『希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり』を目指し、障がいのある人のニーズを踏まえた暮らしの実現や、意欲や能力(適性)に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、地域生活への移行や就労支援の充実、相談支援の連携強化、ならびに障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に確保していくものであります。

## 5 令和8年度の目標値

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
施設入所者数…(A)	40人	令和5年3月末現在の施設入所者数
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人以上	(A)×2.5%
令和8年度末の施設入所者 減少見込数	1人以上	(A)×3.7%

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

項目	R8目標値	備考
入院後3か月時点の 退院率	68.9%	令和8年度(2026年度)における入院後 3か月時点の退院率(R1の退院率62.2%)
入院後6か月時点の 退院率	84.5%	令和8年度(2026年度)における入院後 6か月時点の退院率(R1の退院率77.1%)
入院後1年時点の退院率	91.0%	令和8年度(2026年度)における入院後1年 時点の退院率(R1の退院率85.2%)
精神病床から退院後の1年 以内の地域における平均 生活日数 (地域平均生活日数)	330.1日以上	令和8年度(2026年度)の退院者における 退院後1年時点の地域での平均生活日数 (R1の地域平均生活日数330.1日)
精神病床における65歳 以上及び65歳未満の入院 1年以上の長期入院患者数	65歳以上 5,304人以下 (現状以下) 65歳未満 2,514人以下 (現状以下)	令和8年度(2026年度)末時点における 入院後1年以上の65歳以上及び65歳未満 の患者数 (R4の長期入院患者数) 65歳以上 6,786人 65歳未満 2,848人
保健・医療、福祉関係者に よる協議の場の設置	圏域 21か所 市町村 179か所	各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置

ちいきせいかつしえんきよてんとう せいびもくひょう  
**(3) 地域生活支援拠点等の整備目標**

こゝもく 項目	R8目標値	びこう 備考
ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活拠点等	1か所	

しゅうろうしえん かん もくひょう  
**(4) 就労支援に関する目標**

こゝもく 項目	すうち 数値	びこう 備考
ねんかんいっばんしゅうろうしやすう 年間一般就労者数	じっせき (実績)	0人 れいわ ねんど しゅうろういこうしえんじぎょう つう 令和3年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
	もくひょうち 【目標値】	2人 れいわ ねんど ちゅう いっばんしゅうろう もの かず 令和8年度中に一般就労する者の数

かくじぎょうしよ いっばんしゅうろう いこうとう  
**(5) 各事業所から一般就労への移行等**

こゝもく 項目	すうち 数値	びこう 備考
しゅうろういこうしえんじぎょう 就労移行支援事業 りようしや 利用者	じっせき (実績)	6人 れいわ ねんど じっせき 令和3年度の実績
	もくひょうち 【目標値】	8人 れいわ ねんどまつ しゅうろういこうしえんじぎょう りよう 令和8年度末において就労移行支援事業を利用す る方の数(令和3年度の実績の 1.31倍以上)
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型 の一般就労への いっばんしゅうろう 移行者数	じっせき (実績)	3人 れいわ ねんど じっせき 令和3年度の実績
	もくひょうち 【目標値】	12人 れいわ ねんどまつ しゅうろうけいぞくしえん がた りよう 令和8年度末において就労継続支援A型を利用する 方の数(令和3年度の実績の 1.29倍以上)
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型 の一般就労への いっばんしゅうろう 移行者数	じっせき (実績)	91人 れいわ ねんど じっせき 令和3年度の実績
	もくひょうち 【目標値】	117人 れいわ ねんどまつ しゅうろうけいぞくしえん がた りよう 令和8年度末において就労継続支援B型を利用する 方の数(令和3年度の実績の 1.28倍以上)

(6) 障がい児支援の提供体制の整備目標

項目		すうち 数値	びこう 備考
じどうはったつしえん 児童発達支援センターの せっちとう 設置等	(実績)	かしょ 0箇所	れいわ ねんど じっせき 令和3(2021)年度の実績
	【目標値】	かしょ 1箇所	しりべしけんいきない しょ 後志圏域内に1か所
いりょうてき じしえん 医療的ケア児支援のための きょうぎ ば せっち 協議の場の設置	(実績)	なし 無	れいわ ねんど じっせき 令和3(2021)年度の実績
	【目標値】	あり 有	しりべしけんいきない しょ 後志圏域内に1か所
いりょうてき じしえん 医療的ケア児支援のための こーでいねーたーのはいち 配置	(実績)	なし 無	れいわ ねんど じっせき 令和3(2021)年度の実績
	【目標値】	あり 有	しりべしけんいきない しょ 後志圏域内に1か所

(7) 障がい児通所支援サービスの整備目標

区分	だい き 第7期 けいかくち 【計画値】					
	れいわ ねんど 令和6年度		れいわ ねんど 令和7年度		れいわ ねんど 令和8年度	
	ひと 人	にち つき 日/月	ひと 人	にち つき 日/月	ひと 人	にち つき 日/月
じどうはったつ 児童発達 しえん 支援	21	100	22	120	22	130
いりょうかた じどう 医療型児童 はったつしえん 発達支援	0	0	0	0	1	4
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	74	650	75	660	75	660
ほいくしやとう 保育所等 ほうもんしえん 訪問支援	1	4	1	5	1	5
きやたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	1	5	1	5	1	6

(8) 障がい児相談支援

区 分	第7期 【計画値】		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援(人)	60	61	61

(9) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

項 目	数 値	備 考
基幹相談支援センターの設置	1箇所	令和8年度

(10) 障害福祉サービス等の質の向上

項 目	数 値	備 考
障害福祉サービス等に係る 研修への職員参加人数	1人	令和8年度

6 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	人	72
	時間/月	400	410	420

(2) 日中活動系サービス

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		生活介護	人	77
	時間/月	1,510	1,520	1,520
自立訓練 (機能訓練)	人	0	1	1
	時間/月	0	20	22
自立訓練 (生活訓練)	人	2	2	2
	時間/月	30	30	30
宿泊型自立訓練	人	3	3	3
	時間/月	90	90	90
就労選択支援	人	—	3*	3*
就労移行支援	人	7	8	8
	時間/月	80	90	90
就労継続支援 (A型)	人	10	11	12
	時間/月	200	220	240
就労継続支援 (B型)	人	105	110	117
	時間/月	1,890	1,980	2,100
就労定着支援	人	3	3	3
	時間/月	12	14	15
療養介護	人	12	12	12
短期入所(福祉型)	人	6	5	5
	時間/月	52	50	50
短期入所(医療型)	人	1	1	1
	時間/月	10	10	10

※「就労選択支援」は令和7年10月からのサービスのため後志圏域のサービス見込値を記載しています。

きょじゅうけい

(3) 居住系サービス

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	2	2	2
共同生活援助	人	70	70	70
施設入所支援	人	40	40	39

そうだんしえん

(4) 相談支援サービス

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	294	296	298
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

ちいきせいかつしえんじぎょう みこりょう  
**7 地域生活支援事業サービスの見込量**

ひつすじぎょう  
**(1) 必須事業**

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	実施 有無	あり	あり	あり
相談支援事業				
障がい者 相談支援事業	実施 箇所	2	2	2
基幹相談センター等 機能強化事業	実施 有無	あり	あり	あり
住宅入居等 支援事業	実施 有無	あり	あり	あり
成年後見制度 利用支援事業	実施 有無	あり	あり	あり
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 有無	あり	あり	あり

いしそつうしえんじぎょう  
**(2) 意思疎通支援事業**

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	実施 有無	あり	あり	あり
手話通訳登録員数	人	9	9	10

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう  
**(3) 日常生活用具給付事業**

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業		
介護・訓練支援用具	けん 件	2	2	2
自立生活支援用具	けん 件	4	4	4
在宅療養等支援用具	けん 件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	けん 件	4	4	4
排泄管理支援用具	けん 件	600	600	600
居宅生活動作補助用具	けん 件	1	1	1
合計		613	613	613

(4) <sup>しゅわ ほうしん しょうせい けんしゅう じぎょう</sup>手話奉仕員養成研修事業

サービスの実績と見込量		だい 7 期 【計画値】		
事業名		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
しゅわ ほうしん しょうせい じぎょう さんかしゃすう 手話奉仕員養成事業参加者数	ひと 人	10	12	15

(5) <sup>いどう しえん じぎょう</sup>移動支援事業

サービスの実績と見込量		だい 7 期 【計画値】		
事業名		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
いどう しえん じぎょう 移動支援事業	じつりよう 実利用 しゃすう 者数	25	26	26
	のべりよう 延利用 じかんすう 時間数	710	720	720

(6) <sup>ちいき かつどう しえん じぎょう</sup>地域活動支援センター事業

サービスの実績と見込量		だい 7 期 【計画値】		
事業名		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
ちいき かつどう しえん じぎょう 地域活動支援センター事業				
きそ てき じぎょう 基礎的事業	かしょすう 箇所数	1	1	1
	りようしゃすう 利用者数	38	39	39
きのうきようか じぎょう 機能強化事業	かしょすう 箇所数	1	1	1

にんいじぎょう  
**(7)任意事業**

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	かしょすう 箇所数	6	6	6
	りようしゃすう 利用者数	10	10	10

(8) 訪問入浴サービス事業

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴 サービス事業	箇所数			
	利用者数	1	1	1

(9) 福祉ホーム事業

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	ひとり	0	0	1

(10) 巡回支援専門員整備事業

サービスの実績と見込量		第7期 【計画値】		
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	ひとり	40	40	43

だい き よいちょうしょう しゃけいかく しょう ふくし けいかく  
第7期余市町 障がい者計画・障がい福祉計画

およ  
及び

だい き よいちょうしょう じ ふくし けいかく  
第3期余市町 障がい児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
(令和6年度～令和8年度)

ばん  
【ダイジェスト版】

はっ こう よいちょう  
発行 余市町

〒046-8546

ほっかいどう よいちぐん よいちょうあさひ ちょう ばん ち  
北海道余市郡余市町 朝日町 26番地

でん わ  
電話 0135-21-2120

きかく へんしゅう みるせいぶ ふくし か  
企画・編集 民生部 福祉課